

## 弘前公共職業安定所高圧機器更新工事特記仕様書

1. 業務名 弘前公共職業安定所 高圧機器更新工事
2. 工事場所 弘前公共職業安定所 (青森県弘前市南富田町5-1)
3. 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日(月)までのできるだけ早期に
4. 工事概況
  - (1) 施工内容
    - 高圧機器及び関係部品の取替をすること。設置する機器は仕様書を参照し、既存機器と同等の性能を有すること。
    - 機器の運転に必要な調整作業
    - 高圧機器設置完了後の耐圧試験の実施
    - 既存機器の廃棄
    - 既存コンデンサのPCB分析調査
    - その他上記に付随する諸作業
    - これらの作業を実施し、電気を使用可能な状態にすること
  - (2) 作業日時は、事前に発注者及び現地担当者と受注者が協議のうえ決定するものとし、通常業務に支障がないように実施すること。
5. 事前見学

修繕対象機器の事前見学を希望する場合は、弘前公共職業安定所の担当者に事前に申し出た上で、令和7年1月29日までの間で弘前公共職業安定所担当者が認めた日時において実施することができるものとする。

担当：弘前公共職業安定所 庶務課  
TEL 0172-38-8609 (部門コード51#)
6. 共通仕様

設計図書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年度版)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年度版)」による。

なお、上記仕様書は国土交通省のHP内に掲載されているため、必要に応じて活用すること。
7. 一般共通事項
  - (1) 官公庁その他への届出手続き
    - (ア) 工事に必要となる官公庁への届出申請手続きがある場合は、発注者の代理

人として受託者が行うこと。

(イ) 諸手続きを行う際には、その内容についてあらかじめ監督職員に報告すること。

## (2) 一般的事項

(ア) 本工事の執行は、仕様書・契約書に基づいて行うものとし、これらに明記がない事項、疑問が生じたときには発注者と協議をすること。

(イ) 本工事の実施に際し、受注者は履行場所の施設の運営に影響が出ないように配慮すること

(ウ) 本工事施工に関する関係法令を遵守すること

(エ) 受託者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認及び調整をしながら本工事を円滑に進めること。

(オ) 本工事にあたり、建築物及び監督職員の指示によるもの以外の物件を滅失又は毀損した場合は、発注者の指示に従って原状回復しなければならない。

(カ) 本工事により生じる廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理を行うこと。

(キ) その他関係法令の定めにより適正に処理すること。

## (3) 写真撮影

(ア) 工事写真撮影については、国土交通省大臣官房官庁営繕部「営繕工事写真撮影要領（令和5年版）」に基づき撮影及び整理すること。

(イ) 着工前、着工中、工事完了後を撮影すること。

## 8. 施工計画書及び工事記録

(1) 受託者は業務に着手するときは、次の書類を「支出負担行為担当官 青森労働局総務部長」あて提出し、その承認を受けなければならない。また、監督職員より必要となるその他の書類を求められた場合は提出すること。

- ・ 工事着工届
- ・ 施工計画書
- ・ 実施工程表
- ・ 施工体系図
- ・ 現場代理人届及び経歴書、主任技術者等届及び経歴書

(2) 実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員と協議を行い、適切な措置を講ずること。

(3) 監督職員の指示した事項及び協議した結果について、記録を整備すること。

## 9. 成果物

(1) 完成図書

(2) 工事写真

(3) 打合記録簿

- (4) 取扱説明書
- (4) 廃棄物等処分報告書（マニフェスト・解体材集計表）
- (5) 上記（1）から（4）以外で監督職員が指示した書類

10. その他留意事項

- (1) 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（国土交通省：建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議（平成30年7月2日第1次改訂））を踏まえ、週休2日（4週8休）工事に努めること。
- (2) 一定の音・振動が発生する工事については、監督職員との協議により、閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日））での施工もあり得ること。
- (3) 業務完了後、工事内容において「瑕疵」が発見されたときは、支出負担行為担当官又はその補助者等の請求により受託者は、速やかに自己の負担で補正すること。